

ひとり親家庭等医療費受給者証について

申請後、資格認定されますと、「ひとり親家庭等医療費受給者証」を交付いたします。

(申請から約2週間後)

有効期限は、資格取得月が 1月～ 7月の方については、資格取得月から7月末日まで

8月～12月の方については、資格取得月から翌年7月末日まで となります。

受給資格は毎年8月1日で更新され、更新時には「前年の所得に基づく所得制限」などの受給資格を審査した後、引き続き受給資格がある方には、新しい受給者証を交付いたします。

医療費受給者証の表示									
3歳未満の方		3歳以上の方							
		市民税非課税世帯の方				市民税課税世帯の方			
		親		子		親		子	
左上表示	右上表示	左上表示	右上表示	左上表示	右上表示	左上表示	右上表示	左上表示	右上表示
親初	子	親初	親	親初	子	親課	親	親課	子

医療費の自己負担について

● 医療機関等での自己負担は、年齢又は世帯の方の市民税の課税・非課税により、次の表のようになります。

※ ただし、食事代・訪問看護基本利用料・保険適用以外の費用は、自己負担となります。

3歳未満の方	3歳以上の方			
	市民税非課税世帯の方		市民税課税世帯の方	
	親の外来	親の入院及び児童	親の外来	親の入院及び児童
初診時一部負担金のみ負担があります。 医科 580円 歯科 510円 柔道整復 0円	医療費の1割を負担 (自己負担限度額は ありません)	初診時一部負担金のみ負担があります。 医科 580円 歯科 510円 柔道整復 270円 (柔道整復については、 小学校就学前の乳幼児は0円)	医療助成はありません。 このため健康保険の自己負担割合が適用になります。	医療費の1割を負担(自己負担限度額あり) 自己負担限度額(1か月) 個人ごと(外来のみ) 12,000円 世帯ごと(入院+外来) (平成18年9月まで) 40,200円 (平成18年10月以降) 44,400円 ※世帯ごとの合算については、ひとり親家庭等医療の受給者のみ合算の対象となります。 (ただし、3歳未満の方の医療費は除く。)

高額医療費について

市民税課税世帯のひとり親家庭等の親と3歳以上の児童が、1か月間に医療機関等に支払った保険適用の医療費が自己負担限度額(外来のみ(個人ごと)の場合12,000円、入院と外来の合計(世帯ごと)では40,200円(平成18年10月以降は44,400円))を超えて支払った場合に、超えた額が「高額医療費」として申請により、後日払戻しされます。

ただし、親の外来に関してお支払いいただいた額は、この高額医療費の対象にはなりません。

なお、支給時期については、3～4か月ほどかかります。